

過疎等雇用改善地域の指定について

地域雇用開発助成金の支給対象地域である過疎等雇用改善地域（雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号）第 112 条第 2 項第 1 号イ（2）の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域をいう。）について、以下のとおり指定されましたので、お知らせいたします。

秋田県内における指定地域

湯沢市

羽後町

東成瀬村

指定期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

地域雇用開発助成金とは

過疎等雇用改善地域において、事業所の設置・整備あるいは創業に伴い、その地域に居住する求職者等をハローワーク紹介等により雇入れる事業主に対して、一定の条件で助成するものです。

詳細につきましては以下のページをご覧ください。

地域雇用開発助成金ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/chiiki_koyou.html